

# 札幌被災者支援ニュース 第2号 発行日 2018.9.14

発行責任者 札幌弁護士会

北海道胆振東部地震の被害に遭われ、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★ 弁護士会に無料法律相談ダイヤルを開設しました。弁護士に無料で電話相談することができます。

**☎ 0120-325-104(フリーダイヤル)**

(実施期間:9月15日(土)~当面の間、受付時間:平日13時~19時 土日祝日13時~16時)

★ 札幌市清田区体育館では、

9月12日(水)、13日(木)、14日(金)、18日(火)の4日間の日程で、無料面談相談を実施しています。実施時間は13時~20時。予約は不要です。

★ 札幌市役所本庁において、

9月16日(日)、無料面談相談を実施します。実施時間は13時~17時。予約は不要です。

★ むかわ町道の駅むかわ四季の館において、

9月18日(火)から9月30日(日)までの間、毎日、無料面談相談を実施します。実施時間は14時30分~18時30分。予約は不要です。

★ 安平町早来町民センター、追分公民館において、

9月21日(金)から9月30日(日)までの間、毎日、無料面談相談を実施します。実施時間は14時30分~18時30分。予約は不要です。

Q1 私の所有地に隣地から土砂やがれき流れ込んできました。どうしたら良いのでしょうか？

→原則として、土地所有者は土砂やがれきの所有者に対し、その費用の撤去を求めることができます。なお、所有者があきらかな物を勝手に撤去すると違法となる可能性があるため、まずは誰の所有物が調査することが必要です。自分で撤去する場合は所有者の承諾を得てください。

Q2 大家さんから、「ここは危険なので、できれば退去して欲しい。」とされています。

→原則として、修理して住めるような損傷であれば、賃貸借契約は終了しないので、出ていく必要はありません。ただし、損傷の程度によっては更新拒絶の「正当事由」(借地借家法28条)の一要素となり得ます。

札幌弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。